平成28年労第114号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、労災保険法第35条の規定に基づく第一種特別加入者として労働局 長から承認を受けている者である。

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の新築工事現場において、合板2枚を持ち上げて移動する際に右肩を負傷し(以下「本件災害」という)、同月〇日、Bメディカルセンターに受診したところ、「右肩関節腱板炎、頚部痛、右肩腱板損傷の疑い」(以下「原傷病」という。)と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ(症状固定)した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規 則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当する ものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人はその後再発したとして監督署長に労災請求をしたところ、再発が認められ、同メディカルセンター及びC医療センターで療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に再び治ゆ(症状固定)した。

請求人は、再治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求 をしたが、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第14級に該当するも のであり、加重に当たらないことから、これを支給しない旨の処分をした。 その後、請求人は、平成〇年〇月〇日にC医療センターに受診し、「原傷病」 及び「右肩腱板断裂」(以下「本件傷病」という。)と診断され加療した。

請求人は、本件傷病は本件災害における原傷病が再発したものであるとして、 監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養補償給付を 請求したところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない 旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が本件災害における原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、平成〇年〇月〇日以降の右肩の痛みは、平成〇年〇月〇日の労災 による再発である旨主張していることから、再発の要件に基づき、以下検討す る。
- (2) D医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「本件傷病発症 (増悪を含む)の主な原因は、加齢及び上肢の使用であり、本件傷病と原傷病 との因果関係については不詳である。」旨述べている。また、本件傷病の発現 は、平成〇年〇月〇日に原傷病が治ゆ(症状固定)してから、約9年5か月が

経過していることも鑑みると、当審査会としても、原傷病と本件傷病の発現と の間に医学的にみて相当因果関係は認められないものと判断する。

- (3)よって、請求人の本件傷病は、再発の要件を満たしていないため、本件傷病を原傷病の再発と認めることはできない。
- (4) なお、請求人が再審査請求に際し、提出したD医師による平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「右肩腱板の再断裂は労働災害と考えられる」と記載されているところ、上記意見書の内容と齟齬がある上、請求人が提出した平成○年○月○日付け再審査請求の理由と題する文書において、要旨、「平成○年○月○日か翌○日に車庫の屋根を解体・片付けした際に肩を痛めたため、手術に至った」旨述べていることは、原処分に係る当初の請求の主旨とは異なるものであり、本件審査請求の対象外であることから、同診断書を採用することはできない。
- 3 したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の 処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。